（案）

資料３－３

日本国個人情報保護委員会と
大韓民国個人情報保護委員会との間における
個人情報保護に関する協力覚書（仮訳）

それぞれの国のデータ保護機関である日本国個人情報保護委員会（以下「PPC」という。）及び大韓民国個人情報保護委員会（以下「PIPC」という。）（以下、個別には「DPA」、総称して「DPAs」という。）は、

現代の世界経済の性質、国境を越えた個人情報の流通と交換の増加、情報技術の複雑化の進展、その結果としての国境を越えた協力の強化の必要性を認識し、

DPAs がそれぞれの国において、個人情報保護に関する類似の機能と義務を有することを認識し、

DPAs が、現在の関係を深化させ、また、主に個人情報を保護する法令の執行において、相互に支援するための交流を促進する意図を再確認し、

DPAs の最も重要かつ基本的な機能の一つは、個人のプライバシー侵害に対して、それぞれの国の法律によって与えられた権限を行使し、更に起こり得る侵害を防止することであると強調し、この機能は、個人の権利利益を保護するために不可欠であり、事業者の経済的な利益を優先することによって、不必要に制限されるべきではないとの認識に基づくものであり、

DPAs 間の二者間協力が、DPAs による個人情報の保護に関する国内法違反に対する権限の行使及び更に起こり得る侵害の防止を支援し得るものであると確信し、

次のとおり確認する。

１. 定義

(1) 要請 DPA とは、情報又は支援を要請する DPA をいう。

(2) 被要請 DPA とは、情報又は支援を要請された DPA をいう。

２. 法的性質

(1) この MOC は、国内法又は国際法上のいかなる法的拘束力のある権利義務及び財政上の責任を構成せず、又は生じさせない意思の表明である。

(2) この MOC は、それぞれの国が締約国である国際条約又は国際協定から生じるそれぞれの国の権利義務に影響を及ぼすものではない。

３. 協力の範囲

(1) この MOC において言及されている全ての措置は、DPAs のそれぞれの国の適用可能な法令に従い、かつ、その権限及び利用可能な資源の範囲内で提供及び実施される。

(2) DPAs は、自己の発意又は要請に応じ、この MOC に従って関連する情報を交換し、必要な支援を提供することにより、個人情報の保護に関する国内法令の適正な適用を確保するために必要な情報を相互に提供する。

４. 情報交換

(1) 情報交換を促進するため、各 DPA は連絡先に関する情報を最新のものとすることを確保する。DPAs は、連絡先を通じ、自己の発意又は要請に応じ、可能な範囲で情報を交換する。

(2) 要請に応じ、被要請 DPA は、当該 DPA の国の法令に従い、かつ、利用可能な資源の範囲内で、以下の情報を提供する。

(a) 要請 DPA が特定の事案に関する自らの調査のために連絡する必要がある団体の連絡先情報

(b) 要請 DPA が特定の事案に関する調査を行うために関連性があり有益と思われる過去の執行記録（当該執行記録には個人を特定できるデータが含まれないこととする。）

(c) 要請 DPA が特定の事案に関する調査を行う上で関連しかつ有益と思われるその他の関連情報

(3) この MOC に従って行われる要請は、英語による書面にて行われる。要請には、当該要請の実施に有益と考えられる情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、そのような要請は速やかに書面にて確認される。

(4) この MOC に従って行われる要請には、次の情報が含まれるものとする。

(a) 当該要請に関連する手続の種類

(b) 当該要請の目的及び理由

(c) 判明している場合には、当該要請に関する者の連絡先情報

(d) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素

(5) 被要請 DPA は、要請 DPA に情報を提供する際に、要請 DPA に情報の利用に関する制限や条件を課すことができる。

(6) 個人情報は共有されない。ただし、個人情報が含まれる連絡先情報については、本条の(2)(a)及び(4)(c)に従って共有される場合を除く。

(7) 被要請 DPA が情報提供できない場合、情報提供を拒否する場合又は情報提供を延期する場合は、その理由を説明する。

(8) DPAs は、自らの発意により機密性のない情報を提供することができる。そのような機密性のない情報には、他方の DPA の法執行に有益な情報であって、手法、実例や指針が含まれ得るが、これらに限定されない。

５. 情報の利用

(1) この MOC に従って要請 DPA が被要請 DPA から情報を入手するときは、当該情報は、この MOC の４(4)(b)の要請において明示された目的にのみ利用する。要請 DPA が他の目的のために情報を利用しようとするときは、被要請 DPA の書面による事前の同意を得る。このような利用は、被要請 DPA が定めるいかなる制限にも沿ったものとする。

(2) この MOC に従って要請 DPA が被要請 DPA から情報を入手するときは、当該情報の利用は、この MOC の４(5)に従い、被要請 DPA が定める制限及び条件を遵守する。

(3) この MOC に従って提供される情報については、被要請 DPA の書面による事前の同意なく、刑事事件の捜査又は裁判に使用されない。

(4) この MOC に従って共有される情報には、適切な機密性の分類を表示する。要請 DPA は、情報の機微性及び被要請 DPA によって適用される分類に沿って、情報の保存、利用、第三者提供又はその他一切の取扱いに関するセキュリティ措置を講ずる。機密情報が不当に公開された場合、要請 DPA は速やかに被要請 DPA にその旨通知する。

(5) この MOC に従って一方の DPA が他方の DPA から情報提供を受けた場合、一方の DPA は、他方の DPA から提供された情報を他の関連当局などの第三者へ提供する前に又は当該情報を執行手続や裁判において使用する前に、他方の DPA と協議を行う。

６. 協力関係の強化

(1) DPAs は、協力のための一つ以上の領域又は取組を共同で特定することができる。そのような協力には以下が含まれ得る。

(a)信頼ある国境を越えたデータ流通を円滑化するための、データ移転メカニズムの開発及び共同推進

(b)人工知能（AI）環境におけるデータ保護に関する経験の共有、ベストプラクティスの交換及びプライバシー・バイ・デザイン（PbD）やプライバシー強化技術（PETs）などの関連技術の推進

(c)共同研究プロジェクトの実施

(d)関心のある特定のプロジェクトでの協力

(e)データ保護及びプライバシー分野における研修及び教育

(f) 案件に応じて DPAs が定める特定の条件に基づく職員の交流

(g)DPAs が相互に決定したその他の協力分野

(2) DPAs は、DPAs 間で相互に決定するところに従い、定期的な又は臨時の会合を開催する。

７. 費用

この MOC に従って行われる要請 DPA からの要請に対応するに当たって被要請 DPA において必要となる経費については、被要請 DPA が負担する。要請を実施するために高額な経費又は特別の性質の費用を必要とする場合には、被要請 DPA は、要請に対応する条件及び費用を負担する方法を決定するために要請 DPA と協議する。この MOC に基づく協力から生じるその他のすべての費用は、DPAs 間で別段の合意がある場合を除き、当該費用を発生させた DPA が負担する。

８. 見直し、相違の解決及び修正

(1) DPAs は、この MOC の実施を監視し、隔年又はいずれか一方の DPA の要請がある場合にはそれよりも早く見直す。

(2) この MOC に関連して発生したいかなる相違も、各 DPA の指定された連絡先に通知される。

(3) この MOC の解釈又は実施に関して生じるいかなる相違も、DPAs 間の協議を通じて友好的に解決されるものとする。

(4) この MOC は、DPAs が書面で修正し、各 DPA が署名することによってのみいつでも修

正され得る。

９. 開始と終了

(1) この MOC は、DPAs による署名時に開始され、いずれかの DPA が終了日の少なくとも３か月前にこの MOC を終了する意向を書面で他方の DPA に通知しない限り、無期限に継続する。

(2) この MOC の終了は、DPAs 間で別段の合意がある場合を除き、この MOC に基づいて行われる進行中のプログラム又は活動の期間に影響を与えない。

この MOC は、英語により原本２通を作成し、2026 年 11 月 18 日にベルギー・ブリュッセルにおいて署名された。

日本国個人情報保護委員会のために	大韓民国個人情報保護委員会のために
Name: Dr. Satoru Tezuka	**Name: Dr. Kyung Hee Song**
Title: Chairperson, Personal Information Protection Commission of Japan	**Title: Chairperson, Personal Information Protection Commission of the Republic of Korea**
Date:	**Date:**